

議案第 1 5 号

向日市介護保険条例の一部改正について

向日市介護保険条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 2 月 2 3 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市介護保険条例の一部を改正する条例

向日市介護保険条例（平成12年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に、「平成29年度」を「平成32年度」に改め、同項第1号中「31,062円」を「32,826円」に改め、同項第2号中「40,381円」を「42,674円」に改め、同項第3号中「43,487円」を「45,957円」に改め、同項第4号中「55,912円」を「59,087円」に改め、同項第5号中「62,124円」を「65,652円」に改め、同項第6号中「71,443円」を「75,500円」に改め、同号ア中「という。）」の次に「(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)」を加え、同項第7号中「77,655円」を「82,065円」に改め、同項第8号中「96,293円」を「101,761円」に改め、同項第9号中「111,824円」を「118,174円」に改め、同項第10号中「133,567円」を「141,152円」に改め、同項第11号中「155,310円」を「164,130円」に改め、同項第12号中「177,053円」を「187,1

09円」に改め、同条第2項中「平成27年度、平成28年度及び平成29年度」を「平成30年度から平成32年度まで」に、「27,956円」を「29,544円」に改める。

第7条第1項ただし書中「10円未満」を「100円未満」に、「その金額」を「その全額」に改め、同条に次の1項を加える。

3 市長は、保険料の納付義務者が納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の延滞金を減免することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の向日市介護保険条例第2条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 改正後の向日市介護保険条例第7条の規定は、平成30年4月1日以後収納する延滞金から適用し、同日前に収納し、又は収納すべきであった延滞金については、なお従前の例による。

あり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 略

(7) 次のいずれかに該当する者 82,065円

ア及びイ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 101,761円

ア及びイ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 118,174円

ア及びイ 略

(10) 次のいずれかに該当する者 141,152円

ア及びイ 略

(11) 次のいずれかに該当する者 164,130円

ア及びイ 略

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 187,109円

2 前項第1号に掲げる者に対する平成30年度から平成32年度までにおける保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,544円とする。

3 略

(延滞金)

第7条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から3か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を納付することを要しない。

2 略

3 市長は、保険料の納付義務者が納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合においては、第1項の延滞金を減免することができる。

あり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
イ 略

(7) 次のいずれかに該当する者 77,655円

ア及びイ 略

(8) 次のいずれかに該当する者 96,293円

ア及びイ 略

(9) 次のいずれかに該当する者 111,824円

ア及びイ 略

(10) 次のいずれかに該当する者 133,567円

ア及びイ 略

(11) 次のいずれかに該当する者 155,310円

ア及びイ 略

(12) 前各号のいずれにも該当しない者 177,053円

2 前項第1号に掲げる者に対する平成27年度、平成28年度及び平成29年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、27,956円とする。

3 略

(延滞金)

第7条 保険料の納付義務者は、納期限後にその保険料を納付する場合においては、当該納付金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間に応じ、当該金額が2,000円以上(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)であるときは、当該金額につき年14.6パーセント(納期限の翌日から3か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合をもって計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。ただし、延滞金額に10円未満の端数があるとき又はその金額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を納付することを要しない。

2 略